

市役所の電話番号



市役所代表(夜間休日も受付) 32・2111

庁舎内 本庁業務時間 8:30~17:15

- 税務課 (固定資産税) 32・2115 (市民税) 32・3821 (納税) 32・3928 (諸税) 32・3845
- 都市整備課 32・2118
- まちづくり推進課 (高速道路) 32・3957
- 秘書政策課 (政策調整) 32・3802
- 戸籍住民課 32・2112
- 人事課 32・3804
- 市民生活課 (公共交通・生活支援) 32・2132 (環境企画・公害) 32・2147
- 総務課 (統計) 32・2123
- 総務課 (統) 32・3803
- 監査委員事務局 32・3805
- 選挙管理委員会 32・3807
- 国民健康保険) 32・2113 (医療・年金) 32・4120
- 財政課 32・2191
- 会計課 32・2116
- 生活福祉課 32・3931
- 農業委員会 32・3810
- 児童福祉課 32・2114
- 農林水産課 34・9292
- 介護福祉課 (障がい福祉) 32・3507
- 商工観光課 32・3809
- 危機管理課 32・2227
- 住宅課 32・2120
- 建設管理課 32・2121
- 消防本部 32・0119
- 電算管理課 32・3808
- 議会事務局 32・1359

出先機関

- 人権推進課 32・2122
- 競輪局 32・0290
- 小松島解放センター 32・5711
- 水道課 32・6188
- 目佐解放センター 37・0358
- 環境衛生センター 32・8290
- 泰地総合センター 33・0194
- 葬斎場 35・1059
- 世代間交流健康センター 32・2595
- しらさぎ浄園 38・1452
- 学校課 32・3811
- 総合福祉センター 33・2255
- 教育政策課 32・3813
- 中央会館 32・2030
- 生涯学習課 32・2700
- 保健センター 32・3551
- 市立図書館 32・1100
- ミリカホール 32・3565
- 青少年健全育成センター 32・1398
- 消費生活センター 38・6880
- スポーツ振興室(市立体育館) 38・1788

音声案内

- 防災行政無線 35・4000
- 火災の問合せ 32・5000

定期的に開かれている主な無料相談

◎印の実施日が祝日のときは、休みとなります。

名称	実施日	時間	会場	問合せ先
行政相談	1月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	市役所	秘書政策課 ☎32-3812
人権相談	1月11日	13:00~16:00	市教育委員会 2階(相談室)	人権推進課 ☎32-2122
もの忘れ相談	1月21日	13:30~16:00	市総合福祉センター	☎33-4040
耐震診断 耐震改修	◎ 毎週月~金曜日	8:30~17:15	市住宅課 (市役所2階)	住宅課 ☎32-2120
心配ごと相談	◎ 毎週火曜日 ※毎月第5火曜を除く	9:30~15:00	市総合福祉センター	☎33-2255
家庭児童相談 ひとり親家庭相談	◎ 毎週月~金曜日	8:30~17:15	市児童福祉課	☎32-2114
消費生活相談	◎ 毎週月~金曜日	9:00~16:00	消費生活センター	☎38-6880
読書相談	図書館開館日	10:00~18:00	市立図書館	☎32-1100
無料法律相談	詳しくは、市総務課へご確認ください。			☎32-2123

休日納税窓口	実施日	時間	業務内容	場所
	1月27日	8:30~17:15	市税・保険料の納付、納税相談	税務課 ☎32-3928

こまつしまみなと海鮮朝市プレミアム

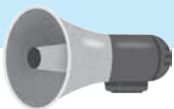
日程	時間	会場	問合せ先
1月26日	8:00~10:00 ※売り切れ次第終了となります。	小松島 漁業協同組合	農林水産課 ☎34-9292

※みなと海鮮朝市プレミアムは毎月第4土曜に開催しています。

全国瞬時警報システム (Jアラート) 1月の定期試験放送は

23日(水) 午後4時15分ごろ

詳しくは、市危機管理課(市役所4階)
☎32・2227 / FAX 32・3522
放送内容の確認は、☎35・4000



新年度生募集 入塾説明会

- 新中学1年生 2月よりスタート
1月20日(日) 14時~15時30分
1月26日(土) 19時30分~21時
両日とも同じ内容
- 新小学6年生 2月17日(日) 10時~11時30分

説明会参加ご希望の方は事前にメールまたは電話でお申し込み下さい。

ユアーズ進学塾

☎0885-34-9730 中田町中筋98-1
mail@yours-shingaku.com



新農業者年金に加入しませんか?

新農業者年金は、将来の年金受給に必要な原資を自ら積み立て、運用していく「積立方式」です。対象者は、国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料の免除を受けておらず、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方です。

認定農業者で青色申告をしているなど一定の要件を満たす方は、保険料の一部について政策支援(国庫補助)を受けることができます。

詳しくは、市農業委員会事務局(市役所4階)
☎32・3810 /
Mail:nougyouiinkai@city.komatsushima.i-tokushima.jp または最寄のJA(農協)まで。